

平成 26 年 6 月 4 日現在

機関番号：17701

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2010～2013

課題番号：22510269

研究課題名(和文)カナダ社会における「白人」支配の動態的・構造的考察 境界管理のポリティクス

研究課題名(英文)History of 'whiteness' in Canada: Regulating 'between-ness'

研究代表者

細川 道久 (HOSOKAWA, Michihisa)

鹿児島大学・法文学部・教授

研究者番号：20209240

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円、(間接経費) 990,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、19世紀末～20世紀前半のカナダ社会における「白人」支配の動態的・構造的解明を目的とし、「白人」と「非白人」の間のグレイゾーンに位置する「中間的存在」の管理のあり方を「白人」社会の「外なる脅威」と「内なる脅威」の処遇を手がかりに考察した。「外なる脅威」として中国人移民と先住民の処遇を考察することで、「白人性」を汚すモラル無き彼らの領域横断行為を管理した点を析出し、それが、健全・正気という「白人性」を否定する「内なる脅威」として生殖までも管理された精神薄弱者の処遇と通底する点を指摘した。以上から「白人性」を基盤とする「白人」支配のあり方を描くとともに、その脆弱さも明らかにした。

研究成果の概要(英文)： This research elucidates 'white' supremacy in Canada from the late nineteenth to early twentieth centuries, examining how 'white' elites tried to regulate 'inbetween-ness'. It finds that Chinese immigrants and Indians, for example, were regarded as filthy, uncivilized and 'external threat', which would contaminate 'whiteness', so their activities and spaces were strictly supervised by various enactments, such as 'White Women's Labour Laws', and 'Gradual Civilization Act'. There was also 'internal threat' among the 'whites'. 'Mental defectives' were regarded as being situated between 'normal' and 'sane' and their presence was thought to be dangerous to keep 'pure white' Canada. It concludes that the elites' governance was fragile, facing both 'external' and 'internal' threats that might shake 'white' supremacy.

研究分野：複合新領域

科研費の分科・細目：地域研究、地域研究

キーワード：カナダ 白人性 移民 中国人移民 日系移民 優生学 アメリカ合衆国 イギリス帝国

## 1. 研究開始当初の背景

(1) カナダ社会は、イギリス植民地期から20世紀後半まで、イギリス系を頂点とする「白人」が支配していたことは一般に指摘されるが、その際、「白人」と「非白人」の範疇を所与とし、「白人」対「非白人」の二項対立的側面を強調しがちである。だが実際には、「白人」と「非白人」の境界は曖昧かつ流動的であったのではないか。

「白人」と「非白人」の境界の流動性や「白人性(whiteness)」「白人」が「白人」たるべき属性)をめぐる「白人性研究」は、近年アメリカ合衆国で活発であるのに対し、カナダではこの種の研究が極めて少ない。加えてカナダでは、移民・先住民研究が活況を呈しているとはいえ、ほとんどの研究が個々の移民集団や先住民が「白人」ホスト社会にいかにかに受け入れられ、いかに対応したかについての分析に終始しており、「白人」と「非白人」を二項対立的に捉えがちである。しかも、個々の集団に関する研究が別個に進められているため、それらを横断的に繋ぐ視点を欠いている。また、アメリカ合衆国に関する研究では「市民としての包摂/排除」が議論されるが、当時イギリス帝国の自治領であったカナダには市民権自体がなく(市民権法制定は1946年、それまで帝国領内は「イギリス臣民(British subject)」として一括りされていた)社会的実態の考察が重要である。

(2) このような研究状況を踏まえ、本研究では、「中間的存在(inbetween-ness)」に対する管理に注目する。「中間的存在」とは、「白人」と「非白人」のグレイゾーンに位置する人々、及びグレイゾーンを行き来するような、「白人」と「非白人」の境界領域を横断する行為も含んでいる。この「中間的存在」の管理のあり方に焦点をあて、「白人」と「非白人」の境界の流動性(「白人」と「非白人」の領域の相互侵食性)を析出することで、「白人」対「非白人」の二項対立的把握を乗り越えたとともに、従来研究が手薄であったイギリス系を含む移民、先住民を視野に入れることで、個々の移民・先住民集団の歴史・社会を横断的に繋ぎ、「白人」支配の構造の解明をめざした。また、研究にあたっては、「白人」社会にあって「非白人」とみなされた「白人」社会を脅かす人々(「内なる脅威」と、「非白人」社会にあって「白人」の存在を脅かす人々(「外なる脅威」)の双方に着目した。

(3) これまで研究代表者は、「内なる脅威」については、精神薄弱者を対象に考察してきた。彼らは、健常と異常の間をさまよう、「白人」と「非白人」の間のグレイゾーンに位置づけられていた。他方、「外なる脅威」について、研究代表者は、先住民インディアンの

法的地位を題材に「白人」と「非白人」の境界につき考察を行ってきた。「白人」支配層は、先住民インディアンに対しては「白人」の文明化を受容させることで彼らの社会の解体を図ると同時に、先住民インディアンとヨーロッパ系の混血であるメイティ(Métis)に対してはインディアン以下の権利しか認めなかったこと、したがって、「白人」支配層が、「白人」と「非白人」のそれぞれの領域を引き離すことで、「白人」の領域を確保し、彼らの支配の安定化を図ったのではないかとの見通しを得た。

上記の点を実証的に裏付けるには、法的地位の検討のほか、「白人」と「非白人」の境界領域における生活・交易の規制・管理や社会的制裁といった幅広い社会関係や、規模や歴史性の点で先住民インディアンと並ぶ「非白人」であった中国人移民の処遇についても考慮に入れる必要があると判断した。

## 2. 研究の目的

以上の研究成果を踏まえ、本研究では、まず、「白人」が「外なる脅威」に対していかなる処遇をしたのか、先住民インディアン、中国人移民それぞれについて、「白人」との境界領域における社会関係の考察を試みた。ついで、その考察結果を、「内なる脅威」の処遇に関する考察結果とあわせて考究し、それによって、「白人」支配層が、「白人」と「非白人」のグレイゾーンを管理することで「白人」の領域を維持し「白人」支配の強化を図った実態を浮かび上がらせることをめざした。

具体的には、以下の点を重点的に考察することを目的とした。

### (1) 『白人』の外なる脅威に関する考察：

中国人移民に関しては中国人経営の店舗での白人女性の雇用・労働を禁じた「白人女性労働法(White Women's Labour Laws)」といった中国人移民関連法を、先住民インディアンに関しては文明化や自由土地保有権をめぐるインディアン関連法をそれぞれ手がかりに、それに関与した先住民インディアン・中国人、及び「白人」に対する法的のみならず社会的制裁や、彼らに対する「白人」支配層の認識を考察。こうした側面を検討することによって、「白人」の領域が有すべきモラル・価値観(「白人性」)を析出するほか、それを守るために、「白人」支配層が、グレイゾーンに関わる人々(及び、グレイゾーンに関わる行為)が「白人」の領域を侵犯することに対して抱いた危惧の様相を考究する。

### (2) (1)の考察結果と、「内なる脅威」の処遇に関する考察結果のすり合わせ：

「外なる脅威」、「内なる脅威」双方の処遇を包括的に考察することで、「白人」支配層によるグレイゾーンの管理において双方が通底していた点を究明する。かかる考究を通して、カナダ社会の「白人」支配層が、本来は不可侵であるべきと彼らがみなした「白人」領域への「非白人性」の侵食を憂え、「白人」と「非白人」のグレイゾーンの管理に躍起となっていた有り様を明らかにし、「白人」支配の実態を描き出す。

### 3. 研究の方法

本研究の実施要領は、3点に集約される。

(1)「外なる脅威」に関する資料(中国人移民関連法、及びインディアン関連法に関する文献)の選定、収集、整理、分析

(2)移民・先住民研究(カナダ)「白人」と「非白人」の境界管理や「白人性」に関する関連研究(カナダのほか、アメリカ合衆国やオーストラリア、ニュージーランドなど、参考となる地域の研究)の収集、読解による基礎資料の整理と分析手法・視角の検討

(3)研究の総括:(1)と(2)を踏まえた考察と、既に実施した「内なる脅威」に対する処遇の考察結果とを包括的に把握することで、「白人」支配の実態を考察

### 4. 研究成果

(1)「外なる脅威」に関する考察

「白人女性労働法」の制定

1912年、サスカチュワン州で「白人女性労働法」が制定された。その後、マニトバ州、ブリティッシュ・コロンビア州、オンタリオ州で制定された(マニトバ州では不裁可。オンタリオ州では当初第2読会にて廃案。後に制定。)

本研究が特に注目したのは、最初に制定されたのが比較的アジア人移民の少ないサスカチュワン州であった点、かつまた、当初の法では、中国人移民のみならず、日本人移民を含むアジア移民が規制の対象となっていた点である(マニトバ州でも同様であった)。

1つ目については、カナダ全域での中国人移民社会の状況も考察した上で、同州で「白人女性労働法」がいち早く制定された背景には、同州での中国人移民の急増があったと推定した。2つ目については、サスカチュワン、マニトバ両州での「白人女性労働法」がカナダ連邦政府、日本、イギリスなどを巻き込むことになり、その結果、サスカチュワン州では同法が修正され、中国人移民のみが規制対象となり、マニトバ州では不裁可・廃案になった点を明らかにした。なお、この点は、カ

ナダ内部のアジア移民政策と国際関係が結びついてきたことを示す極めて重要な事例であり、今後も考察を継続する予定である。

また、「白人女性労働法」は、アメリカ合衆国やオーストラリアなどには例がなく(アメリカ合衆国では、「異人種間結婚禁止法」のような結婚に関する規制はあった。)極めてユニークな人種・ジェンダー規制法であることに留意すべきである。

「白人女性労働法」をめぐる訴訟事例

ついで、「白人女性労働法」をめぐる訴訟事例を取り上げることで、同法の矛盾・問題点が露呈されたことを指摘するとともに、そこに「白人」支配層による境界管理の戦略を読み取ることを試みた。

本研究では数例の訴訟を考察したが、なかでもクラン訴訟(*Rex v. Yee Clun*)は、サスカチュワン州の「白人女性労働法」の違憲判決を導いた点で画期的であった。と同時に、同訴訟は、「白人」側の中国人に対する脅威の念が噴出する機会となった。違憲判決後、同法の改正が行われたが、それは差別を解消することにはならず、むしろ、これまでの露骨な差別から水面下の差別へと形を変えるきっかけとなり、以後長い間、「白人」の対中国人観が執拗に残ることになった。

多くの訴訟では、社会モラルの問題に還元されて論じられていた。安価な労働力としての価値や労働市場の奪い合いは主争点にははらなかったのである。1885年の中国人移民に関する報告書の言葉を借りれば、「物質的金銭的な側面がいかなる影響を及ぼすのであれ、それがもたらす利益よりも、社会モラルの側面の方が重要」であったのである。ここでいう「社会モラル」とは「白人」エリート層のそれであり、それに基づき彼らは、中国生まれか否か、イギリス臣民であるか否かに関わらず「中国人」で一括し、中国人移民男性から「白人」女性を可能な限り遠ざけようとした「中間的存在」管理の戦略を読み取ることができる。

中国人移民男性と「白人」女性

中国人移民男性を「白人」女性から遠ざけるということは、中国人移民男性と近い「白人」女性に対しては、彼女たちを「白人」社会から排斥することを意味していた。彼女たちは、「白人」社会のモラルの低下を招く逸脱的存在として排除の対象となった。先述したように、カナダにおいては、「白人」と「非白人」の結婚が法律によって禁止されることはなかった。しかし、婚姻禁止の法律がなかったといっても、婚姻を困難にさせるような関連法律があったし、異人種間の交際や婚姻を蔑視するという根強い社会的風潮が存在した。加えて、本来はそうした側面の規

制を意図していなかった「女性保護法 (Female Refuges Act)」が適用されて規制が行われる事例が多々みられた。

本研究では、「女性保護法」が適用された事例を考察しつつ、同法の特徴を析出した。「女性保護法」は、「悪しき女性」を取り締まるモラル規制の一環として法律改正された。なお、男性には同種の法律はなく、「女性保護法」は、「白人女性労働法」と同様、女性に特化された法律であった。「女性保護法」で逮捕された女性の大多数は、性的逸脱、非嫡出子の妊娠・出産、性病罹患といった要素が幾つも重なっており、その多くは、中国人移民や黒人の男性と関係を持った者であった。加えて、先住民男性との事例もあったが、都市部では多くはなかった。

「白人」と「非白人」の境界を考える上で興味深いのは、逮捕された女性の片親でも非白人である場合、それが公判での女性の非道徳性を裏付ける根拠とされたのに対し、「白人」女性、特にイギリス系女性の場合には、彼女の違反行為を出自と結びつけて論じられることはなかったことである。つまり、アジア人、先住民、黒人といった「非白人」は、男性であれ、女性であれ、性的欲求が激しくモラルの低下が甚だしいという認識を前提に扱われていた。しかるに、中国人男性が関与した事例は極めて少なく、売春やアヘン取引に関わる中国人イメージが過大視されていた。このように、非道徳性に対する認識は人種化されていたのである。

「女性保護法」は、「白人」の主流を占めるイギリス系の純潔な「白人性」を守り、モラルを逸脱する「白人」女性を「矯正不能」として「白人」領域から排除する一方、非白人女性を「白人」領域から遠ざけようとしたのである。同法は人種には一切言及していないが、実質的に同法は、純潔な「白人性」の維持をめざした人種化された法律であった。

#### インディアン関連法

ついで対インディアン政策について、19世紀後半のインディアン関連の諸法を「中間的存在」に対する管理のあり方に注目して考察した。考察を通して明らかになったのは、白人側が、純粋な「インディアン性 (Indianness)」を求め、先住民問題の対象を限定的な範囲に狭める方針をとっていたことである。たとえば、インディアンの定義について、東部の「混血」を限定的ながら「インディアン」と定義した 1869 年の「漸進的自由土地保有権付与法 (Gradual Enfranchisement Act)」を例外とすれば、「混血」が「インディアン」とは積極的に位置づけられることはなかった。そして、1876 年の「インディアン法 (Indian Act)」にいたっては、「混血」は明らかに排除された。

しかし、こうした方針自体、矛盾を孕んでいた。そもそも「先住民」を純粋な人々とそうでない人々に分けること自体、難題であった。にもかかわらず、インディアンと混血は区別され、混血は排除されていった。加えて、インディアンといっても「認定インディアン (status/registered Indians)」と「非認定インディアン (non-status/non-registered Indians) (非条約インディアン)」に区別され、前者のみが「純粋なインディアン」として、インディアン政策の対象とされた。さらに、インディアン社会と「白人」社会の間を往来する者、酒やアヘンの供給者、売春関与者らはきびしく取り締まられ、「白人」と先住民の境界に線引きが行われた。先住民側の純粋性が求められるのと同時に、「白人」自らの純粋性も求められていた。

以上のように、長期にわたって政府は、先住民の純粋性を求めてきた。先住民の範疇を狭め、それによって保護や権利を与える対象を限定してきたのである。しかも、本来は分かちがたい先住民を、「純粋なインディアン」、「非認定インディアン」、「混血」に区分しようとした。その結果、先住民は分断され、それぞれのアイデンティティは、政府の設定する範疇に拘束されていったのである。そしてそれが、先住民同士の対立・分裂を促したといえよう。

(2) 「中間的存在」を共通項にして「外なる脅威」と「内なる脅威」の処遇

以上の「外なる脅威」に対する処遇のあり方の考察を、「内なる脅威」としての精神薄弱者の処遇に関する考察とのすり合わせを行い、「中間的存在」を共通項として包括的に検討を加えた結果、以下の結論を導いた。

「健全」と「異常」の「中間的存在」である精神薄弱者を隔離ないしは断種によって排除しようとする主張には、本来「白人」は健全にして正気であるとの認識があり、これは「白人」支配が拠って立つ「白人性」の構成要素であった。それゆえ、その前提を持たない精神薄弱者は、このヒエラルキーを揺るがず、したがって、「白人性」を否定する存在とみなされた。彼らは、「白人」を「非白人」の地位におとしめる、あるいは、「白人」と「非白人」の関係を逆転しかねない危うき存在であり、彼らに対して断種にみられるような生殖の管理までもが行われた (断種法 (Sexual Sterilization Act) 制定 (アルバータ州 1928 年、ブリティッシュ・コロンビア州 1933 年))。

このような管理は、中国人移民や先住民などの「外なる脅威」に対する「白人」支配のポリテイクスと通底していた。「白人」支配層にとって、彼ら「非白人」は、「白人性」を損ないかねない危うき存在であった。それ

ゆえ「白人」側は、「白人女性労働法」やインディアン関連法などによって「白人」と「非白人」の領域横断的の行為を取り締まる、つまりは、「中間的存在」を交易・交流・生活圏から規制・排除することによって、「白人」の領域を確保し、「白人」支配の恒久化を図ろうとしたのである。

当該期のカナダにおける「白人」支配層は、「中間的存在」を管理することで、「白人性」を基盤とした社会を維持させようとした。その「中間的存在」は、「白人」社会の内側にも、「白人」と「非白人」との間にも存在し、つねに彼らを脅かしていた。「白人」と「非白人」の境界は流動的であり、両者の領域は相互浸透的であったのである。つまるところ、「白人」支配層は内外に常に脅威を抱えており、彼らの拠って立つ「白人性」は可塑的であった。誤解を恐れずに言えば、「白人国家」カナダは、そうした危うさの上に築かれていたのではなからうか。

従来、「非白人」に焦点をあてた研究では、「白人」の存在を所与の前提とし、「白人」対「非白人」を自己と他者の関係として把握され、「白人」が一枚岩であるかのごとく扱われてきた。だが実際には、「白人」社会は序列化しているばかりか、その境界は曖昧さと矛盾を抱えており、「白人」支配は堅牢ではなかった。彼らの支配とコンプレックスは、コインの表裏の関係にあったといえよう。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

##### 〔雑誌論文〕(計10件)

細川道久, 白人女性労働法をめぐる日加関係 日系カナダ移民史の一側面, 日本歴史, 査読有, 775号, 2012, 68-85

細川道久, 脱植民地化論再考? カナダ史の観点から, ヨーロッパ文化史研究, 査読有, 13号, 2012, 1-44

細川道久, 「白人」と「非白人」の境界管理 カナダにおける「白人女性労働法」, 鹿大史学, 査読無, 59号, 2012, 1-19

細川道久, 南北戦争とカナダ, アメリカ史研究, 査読有, 34号, 2011, 66-83

細川道久, カナダとコモンウェルス 1950年代中葉のF・H・アンダーヒルのコモンウェルス論: 解題ノート( ), 人文学科論集(鹿児島大学法文学部), 査読無, 74号, 2011, 85-109

細川道久, 19世紀末から20世紀初頭のカナダの海防とイギリス帝国, 歴史学研究, 査読有, 880号, 2011, 46-56

細川道久, カナダと戦争 歴史記述とパブリック・メモリー, カナダ文学研

究, 査読有, 18号, 2011, 9-19

細川道久, カナダとコモンウェルス 1950年代中葉のF・H・アンダーヒルのコモンウェルス論: 解題ノート( ), 人文学科論集(鹿児島大学法文学部), 査読無, 73号, 2011, 119-142

細川道久, カナダにおける「白人女性労働法」の展開, カナダ研究年報, 査読有, 30号, 2010, 57-64

細川道久, 19世紀末~20世紀中葉のカナダにおける優生学の展開と医療専門職( ), 人文学科論集(鹿児島大学法文学部), 査読無, 72号, 2010, 211-234

##### 〔学会発表〕(計5件)

細川道久, カナダ研究 関係性の視点に立って, 日本カナダ学会第38回年次研究大会, 2013年9月23日, 神田外語大学

細川道久, カナダ 歴史の旅 グローバル・ヒストリーとの関わりから, 中京大学英米文化・文学会特別講演会, 2012年11月27日, 中京大学

Michihisa HOSOKAWA, Canada's Long Path to 'Decolonization': Empire Day as a Case Study, Empire State of Mind: Articulations of British Culture in the Empire, 1707-1997, 2011年5月27日, Lingnan University, Hong Kong, China

細川道久, もう一つの脱植民地化 カナダ・ナショナリズムとイギリス帝国, 東北学院大学ヨーロッパ文化研究所公開学術講演会, 2010年11月27日, 東北学院大学

細川道久, カナダと戦争 歴史記述とパブリック・メモリー, 日本カナダ文学会, 2010年6月12日, 長崎大学

##### 〔図書〕(計11件)

細川道久, 刀水書房, カナダの自立と北大西洋世界 英米関係と民族問題, 2014, 280

細川道久, 明石書店, カナダ移民史 多民族社会の形成(翻訳), 2014, 400

細川道久, 三元社, 言語帝国主義 英語支配と英語教育(翻訳), 2013, 149-187

細川道久, 日本カナダ学会, カナダ豆事典, 2012, 24-26, 41, 57, 89, 113-114, 123-125

細川道久, 明石書店, カナダを旅する 37章, 2012, 39-46, 63-70

細川道久, 彩流社, 「白人」支配のカナダ史 移民・先住民・優生学, 2012, 366

細川道久, ミネルヴァ書房, 独立宣言  
の世界史 (翻訳), 2012, 123-166  
細川道久, ミネルヴァ書房, 大学で学  
ぶ西洋史〔近現代〕, 2011, 217-225  
Michihisa HOSOKAWA, Peter Lang,  
Canadian Studies: The State of the  
Art: 1981-2011, 2011, 117-135  
細川道久, 南方新社, クロスボーダー  
の地域学, 2011, 69-84  
細川道久, 明石書店, 現代カナダを知  
るための 57 章, 2010, 333-342,  
348-356

〔産業財産権〕  
出願状況 (計 0 件)

取得状況 (計 0 件)

〔その他〕  
ホームページ等: なし

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

細川 道久 (HOSOKAWA, Michihisa)  
鹿児島大学・法文学部・教授  
研究者番号: 20209240

(2) 研究分担者 なし

(3) 連携研究者 なし